

契約中の方へ



モデルプランに見直しでしょうか！

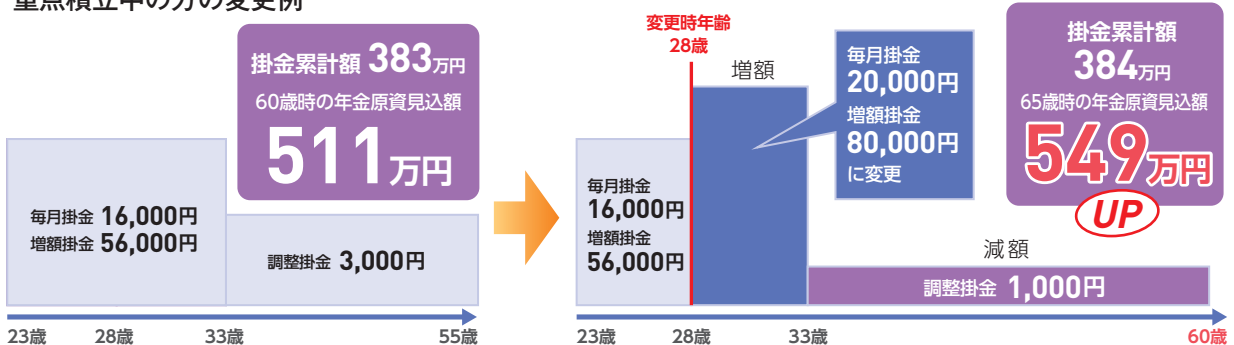
重要

公務員の定年延長が始まり、財形年金共済も定年延長に対応する変更を行いましたので、見直しをご検討ください。

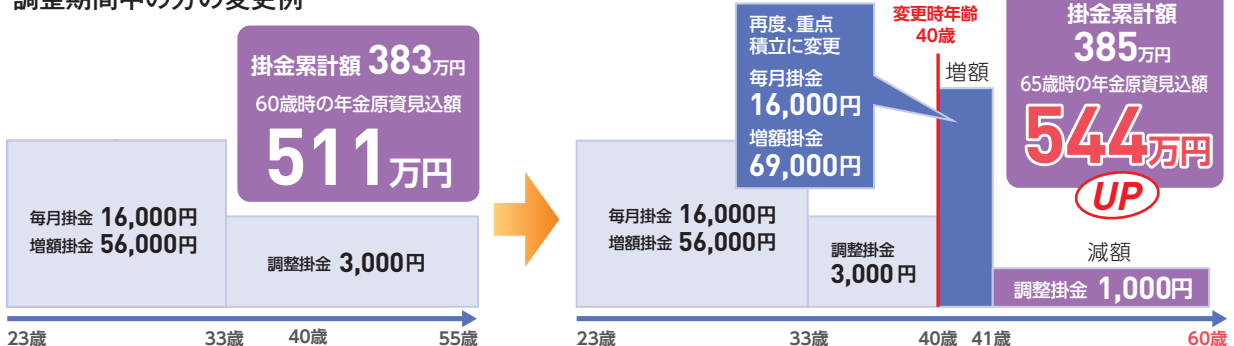
見直しのポイント

年金受給開始年齢が60歳から65歳までに、毎月掛金の最低額が3,000円から1,000円に変更されたことから、調整期間の共済掛金を1,000円に減額し、積立期間を60歳まで延ばし、65歳から年金を受給することで、年金原資を多くすることができます。

■ 重点積立中の方の変更例



■ 調整期間中の方の変更例



注 上記の年金原資見込額は確定したのものではなく、組合で適用する計算の基礎(予定利率等)により計算します。予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予想することができない事情の変更により、将来変更することがあります。

● 「モデルプラン」への見直しをご検討ください。

現在のご契約は、年金受給開始年齢が60歳となっています。お配りしている申込書には、年金受給開始年齢を定年年齢[※]に対応させたモデルプランを表示しています。共済掛金の額を変更し、長期間積み立てることで、年金額をより多く受け取ることもできます。**変更を希望する方は、希望のプランに○を付けて提出**してください。

モデルプランは年金額が多くなるものを原則、上から順に表示しています。

● 50代で申込書が配付されている方へ

今回の募集が、**変更の最後のチャンス**となる方もいらっしゃると思いますので、必ずご確認ください。

年金受給開始年齢を引き延ばさずに60歳から受け取り、60歳以降の給与の減額分に財形年金を充てることもできます。個人の生活設計に合わせて設定してください。

※ 「定年年齢」とは、法律で定める公務員の定年退職の年齢をいいます。